

[事案 23-204] 災害死亡保険金支払請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

被保険者が死亡したのは、不慮の事故によるものであるとして、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 5 月、被保険者が自宅前に駐車中の自動車の中で練炭を燃焼させながら、横になったまま一酸化炭素中毒で死亡したのは、自殺ではなく不慮の事故であることから、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 本件と同様に密閉された自動車内で炭を燃焼させたことによる一酸化炭素中毒死の事案について、裁判所は、被保険者の死亡はその重大な過失によるものであると判断している。
- (2) 本件においても、被保険者は、閉め切りの自動車の後部荷台部分において、練炭コンロで練炭を燃焼させながら、運転席側のシートにて、シートを倒して横になっていたため、練炭の不完全燃焼により発生した一酸化炭素が車内に充満し、これにより一酸化炭素中毒になって死亡したものである。
- (3) このような状況下では、被保険者は、わずかな注意さえすれば、一酸化炭素の充満による事故の中毒死を予見して、窓を開けて換気をしたり、あるいは、自宅内で暖をとったりするなどして、結果を回避することができたにもかかわらず、これを怠ったために自己の死亡を回避することができなかったものである。
- (4) したがって、仮に、被保険者が車内で練炭を焚いた理由が、暖をとるものであったとしても、被保険者の死亡は、重大な過失によるものであると評価される。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方から提出された書面等の内容に基づき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 一般的に考えれば、自動車の車内のような狭い場所において、練炭のような一酸化炭素を多量に発生することが明らかな物を燃焼させれば中毒になり、死亡の危険が高いことは、通常人において当然かつ容易に予見できるものである。特に寒冷地の居住者には練炭はなじみがあるものであり、その危険性は広く知られており、最近ではかかる手段を用いた自殺や他殺の事件が話題となっていることから、当該行為の危険は広く知られている。従って、本件では経験則上、被保険者の故意又は重大な過失が推認される。
- (2) 反面、当該事故の状況（中毒防止の措置の有無等）や、被保険者の日常生活状況、被保険者の疾患（特に精神的疾患）の有無、第三者の関与の可能性等、上記推認を覆すべき

事情がある場合には、保険会社の支払拒絶は妥当ではないという判断にもなる。

- (3) しかし、本件においては、当事者双方から何らの証拠も提出されていないことから、当審査会における上記の判断は困難であり、また、本件の適切な結論を出すためには、発見時の現場の状況や、被保険者の生活状態、身体状況等について、医師その他の第三者の供述が不可欠であることから、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、第三者の供述を得たり、あるいは鑑定、調査をなす手続きを有しないため、本件はかかる権限を有する裁判手続きによって解決することが妥当と思料する。